

事業主の皆様へ！

障害者職業訓練の 受け入れ事業所を募集しています

～障害者の雇用に向けて利用できる公共職業訓練のご案内～

「実践能力習得訓練コース」

障害者の雇用を検討中の事業所で、実際に行う業務の訓練を1～3ヶ月行い、**雇用のマッチング**を図るコースです。

「特別支援学校早期訓練コース」

障害者の雇用を検討中の事業所で、特別支援学校等を卒業予定の生徒を対象に、実際に行う業務の訓練を60時間以上行い、**雇用のマッチング**を図るコースです。

訓練の目的

事業所等において、就職に必要な知識・技能を習得することにより、障害者の就職促進を図る制度です。

訓練の内容

事業所等での実際の業務における作業実習を中心に、訓練受講生ごとに定めるカリキュラムに基づき実践的な職業能力の習得を目指します。

訓練期間・訓練時間

- ・訓練期間
 - * 実践能力習得訓練コース：1～3ヶ月
(訓練は随時受付)
 - * 特別支援学校早期訓練コース：60時間以上
(訓練は11月～翌年3月の間で受付)
 - * 訓練の内容により異なりますので適宜お問い合わせください。

訓練受講対象者

- <実践能力習得訓練コース>
 - ・障害のある方で、就労意欲の高い方
 - <特別支援学校早期訓練コース>
 - ・特別支援学校高等部に在籍する生徒
 - ・障害者手帳所持者で一般高校等に在籍する生徒
- ※いずれも10月末時点で就職が内定していない生徒

委託料・賃金・保険等

- ・受託事業所には、次の委託料をお支払いします。
訓練生1人当たり
 - 大企業：月額上限 66,000円(税込)
 - 中小企業：月額上限 99,000円(税込)
- ・訓練期間中は、訓練生の賃金・交通費等の負担は不要です。
- ・当該期間中は、労災に特別加入するほか、訓練生には別途、物損対象となる「職業訓練生総合保険」への任意加入をお願いしています。

県によるサポート

- ・県の「障害者職業訓練コーディネーター」が訓練全般におけるコーディネートを行い、「障害者職業訓練コーチ」が、事業所との相談や訓練生のフォローを行うことで、訓練の円滑な実施に向け支援します。

Q & A



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

☆事業所は何をすれば良いのか？

- ①訓練としてどのような業務をしてもらうかを決めます。
- ②訓練中は、訓練生の作業指導並びに毎日の出欠管理を行い、県に月末毎に報告します。

☆事業所にはどのようなメリットがあるのか？

- ①訓練を通して、障害者への作業指導スキルの向上や事業所内の障害者雇用への理解促進が得られます。
- ②事業所に、訓練生1名当たり月額上限99,000円(税込) <大企業は月額上限66,000円(税込)>の委託料が支払われます。
- ③訓練中の賃金・交通費・社会保険料の負担はありません。

手続きの流れ

①随時募集

事前に日程を定めず、当校のコーディネーターが訓練生を随時マッチングします。

②打合せ

当校のコーディネーターと相談の上、訓練内容・日程を決定します。

③契約

石川県と委託契約を締結します。

④訓練開始

訓練希望者がハローワークへ訓練の申し込みを行い、訓練を開始します。

詳しくは下記までご相談ください。

●石川障害者職業能力開発校 障害者職業訓練コーディネーター・障害者職業訓練コーチ

野々市市末松2-245 TEL (076) 248-2235

- ハローワーク加賀 加賀市大聖寺菅生イ78-3 TEL (0761) 72-8609
- ハローワーク小松 小松市日の出町1-120 TEL (0761) 24-8609
- ハローワーク白山 白山市西新町235 TEL (076) 275-4131
- ハローワーク金沢 金沢市鳴和1-18-42 TEL (076) 253-3033
- ハローワーク津幡 河北郡津幡町字清水ア66-4 TEL (076) 289-2530
- ハローワーク羽咋 羽咋市南中央町キ105-6 TEL (0767) 22-1241
- ハローワーク七尾 七尾市小島町西部2 TEL (0767) 52-3255
- ハローワーク輪島 輪島市鳳至町畠田99-3 TEL (0768) 22-0325
- ハローワーク能登 鳳珠郡能登町宇出津新港3-2-2 TEL (0768) 62-1242